

第8次熊本県保健医療計画(へき地の医療 及び医師確保計画)素案について

熊本県健康福祉部

第8次熊本県保健医療計画の概要及び本協議会での協議について

熊本県保健医療計画について

- 熊本県保健医療計画(以下「県医療計画」という。)は、医療法第30条の4の規定に基づく医療計画として、本県の保健医療分野の施策を推進する基本的な計画として策定している。
※現行の県医療計画は第7次(計画期間:平成30年度から令和5年度まで)となる。
- 第7次県医療計画の計画期間は令和5年度末までのため、令和5年度中に、令和4年度に実施した総合評価や国指針等を踏まえ、第8次県医療計画を策定する必要がある。
- 第8次県医療計画の期間は、令和6年度から令和11年度まで(6年間)

1 へき地の医療

- 国の医療計画策定指針(平成29年3月31日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)により、「へき地保健医療計画」を第7次県医療計画に統合し、5事業目の「へき地の医療」として規定。
- 第7次県医療計画のへき地の医療に関する協議は、「熊本県へき地保健医療対策に関する協議会」で行ったが、同協議会の役割は令和元年度に本協議会(県地域医療対策協議会)へ移行したことから、第8次県医療計画の「へき地の医療」に関する協議は、本協議会で行う。

第8次熊本県保健医療計画の概要及び本協議会での協議について

2 医師確保計画

- 熊本県医師確保計画(以下「県医師確保計画」という。)は、医療法第30条の4第2項第11号の規定に基づき、県医療計画の一部として、令和元年度に策定。
- 国の「医師確保計画策定ガイドライン」上、都道府県は大学や医師会、地域の中核病院等の関係者と、地域医療対策協議会等の場で合意を得た上で医師確保計画を策定しなければならないとされており、現行の県医師確保計画と同様、次期県医師確保計画に関する協議は、本協議会で行う。

※ 現行の県医師確保計画は、第7次県医療計画の計画期間中の医療法改正により策定した経緯から、別冊として策定。次期県医師確保計画は、県医療計画の「別冊」ではなく、県医療計画本体に統合。

※ 現行の県医師確保計画の期間は令和2年度から令和5年度までの4年間。令和6年度以降は、計画を3年毎に見直すこととされている。

第7次熊本県保健医療計画の総合評価について

令和5年2月7日

令和4年度熊本県保健医療推進協議会

項目	評価の理由	第8次計画の展望(方向性)
難病	・難病患者が良質かつ適切な医療を受けることができ、安心して療養生活を送ることができる体制を目指し、相談体制の強化や地域の医療機関との連携強化、災害対策ハンドブックの活用を進めた。新型コロナの感染拡大に伴い、患者交流会をウェブ開催に限定したことで参加者人数が伸び悩んだことや指定医療機関の指定率が目標値を下回った。	・引き続き、丁寧かつ円滑な相談支援体制を目指すとともに、指定医療機関については、関係団体を通して、指定難病制度への理解を促し、指定医療機関や指定医の増加に取り組む。

第3章		概ね予定どおり推進(8割以上)	一定程度推進(4割以上8割未満)	十分に推進できていない(4割未満)
第3節 特定の課題に応じた保健医療施策の推進	第1項 在宅医療	○		
	第2項 救急医療	○		
	第3項 災害医療	○		
	第4項 へき地の医療		○	
	第5項 周産期医療	○		
	第6項 小児医療(小児救急医療含む)	○		
	第7項 歯科保健医療	○		
	第8項 母子保健	○		
	第9項 高齢者保健医療福祉(介護保険含む)	○		
	第10項 障がい保健医療福祉	○		

項目	評価の理由	第8次計画の展望(方向性)
へき地の医療	・へき地に暮らす住民に継続して医療を提供できる体制を整備するため、新たに熊本大学病院に設置した寄附講座による地域医療拠点病院からへき地診療所等への医師派遣を行う仕組みの構築や、将来のへき地医療を担う医師を養成するための教育拠点の複数設置、ドクターヘリ等による救急搬送体制の確保を行った。これらの取組みにより、へき地医療拠点病院の4病院で従事する常勤医師数は増加したが(R2:43人⇒R4:51人)、女性医師の割合は増加しており、へき地における医療提供体制確保のためには、産休・育休等取得時の支援体制が課題である。	・へき地医療支援機構及び地域医療支援センターを中心に、へき地医療拠点病院、地域医療拠点病院及び社会医療法人からの医師派遣調整を行い、へき地に必要な医師を安定的に確保するとともに、補助金の活用等により、へき地で勤務する医師が安心して勤務できるよう支援体制を強化する。

第7次熊本県保健医療計画の総合評価について

令和5年2月7日

令和4年度熊本県保健医療推進協議会

熊本県医師確保計画

総合評価：一定程度推進（4割以上8割未満推進）

	評価の理由	第8次計画への展望(方向性)
地域医療を担う医師の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を担う医師の確保及び安心して勤務しながらキャリアアップできる環境の整備を図るため、地域でニーズの高い総合診療専門医の養成や、医師修学資金貸与と学生等の地域医療を志す学生及び地域で勤務している医師に対するキャリア形成支援を実施。自治医科大学卒業医師等の地域への配置人数やドクターバンクでの県内就業医師数等は概ね目標達成の見込みであるほか、総合診療専門研修プログラム修了者数も着実に増加しており、全専門医等に占める総合診療専門医等の割合は、全国平均を上回っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県出身医師の県内就業をさらに促進するため、熊本県ドクターバンクによる県内医療機関の情報発信を強化するとともに、熊本大学等と連携して、総合診療の魅力発信や地域医療実践教育拠点を中心とした総合診療専門医の養成、地域医療連携ネットワークを活用した若手医師の育成を推進する。
周産期医療・小児医療を担う医師の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医師数の増加に向け、産科医師に対する処遇改善や県外産科医師の誘致活動等に取り組んだが、令和2年の産科医師数は、平成30年(147人)から12人減少の135人となった。周産期医療センターへの運営支援等により重症度に応じた周産期医療提供体制を維持した。 ・小児科医師数の維持に向け、小児科医師に対する処遇改善を図ることで、令和2年の小児科医師数は平成30年と同数の263人を維持した。子ども医療電話相談を通じた適正受診の啓発や小児救命救急センター等への運営支援等、患者の重症度に応じた小児医療提供体制を維持した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における産科医師や小児科医の確保に向け、引き続き、熊本大学病院と地域の医療機関との連携強化を図るとともに、医師の処遇改善や県外医師の誘致活動など、周産期医療・小児医療それぞれの提供体制を維持するための取り組みを推進する。

熊本県外来医療計画

総合評価：概ね予定どおり推進（8割以上推進）

	評価の理由	第8次計画への展望(方向性)
外来医療の分化・連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な外来医療を提供するため、医療機器の共同利用の促進やくまもとメディカルネットワークの構築の推進など、外来医療の分化・連携に関する取組みを着実に進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各構想区域の地域医療構想調整会議において、外来医療に関する協議を行い、地域の実情を踏まえて、診療所間の連携強化や、病院と診療所の役割分担を進める。
外来医療を担う医師の養成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の外来医療を担う総合診療専門医の養成及び「熊本県地域医療連携ネットワーク」事業により地域医療を担う医師の確保に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本大学病院や県医師会等と連携し、外来医療を担う医師の養成・確保に継続して取り組む。

策定スケジュール（R4～5年度）



: 計画素案



: 計画案

